



(4) “安全・安心な暮らし”がかなう 千葉づくり

数値目標

自分が住み慣れた地域で安心して受診できる医療体制にあると感じている
県民の割合

現状値 58.1% (26年度)



66.0%以上(31年度)

高齢者対策について満足している県民の割合

現状値 15.5% (26年度)



35.0%以上(31年度)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護*実施市町村数

現状値 15市(26年度)



30市町村以上(31年度)

特別養護老人ホーム*整備数*

現状値 21,917床(26年度)



30,000床以上(31年度)

*現行の「千葉県高齢者保健福祉計画（H 27～H 29）」に基づいた推計値であり、今後、国の介護保険制度の改正状況等を踏まえ、目標値を変更する場合がある。

人口減少・少子高齢社会においても、様々な価値観を持つ人が、本県が有する健康的な生活を支える多彩で新鮮な食材やスポーツに親しむ環境も生かしながら、地域で元気に安全で安心して暮らすことができるよう、高齢者等が健康で生き生きと暮らせる環境や、地域内外の多様な主体が地域を支える仕組みを整えとともに、既存ストックのマネジメント強化などにより、人口減少・少子高齢社会に対応したまちづくりを進める。

①

生涯を通じて健康で生き生きと暮らせる地域づくり

重要業績評価指標（KPI）

健康寿命^{*}の延伸

現状値 男性71.62歳 女性73.53歳(22年度) ➡ 延伸を目指す(31年度)

高齢者等が安心して自立した生活を送り、健康で自分らしく生きられる地域社会を目指し、住民組織や市民活動団体^{*}等が連携して、地域で支え合う体制づくりを推進するとともに、地域において安心して質の高い医療・介護等のサービスが受けられる体制を構築する。

また、ライフステージに応じた食育の推進や県民のスポーツへの参加推進などにより、生涯にわたって健康づくりに取り組むことができる環境を整備する。

ア 地域医療・介護・福祉サービスの確保

急激な高齢化の進展に伴い生じる医療・介護需要の増加に対応するため、地域において質の高い医療・介護サービスを安心して受けられるよう、医療機関の機能分化や連携強化、地域医療体制の整備、地域包括ケアシステム^{*}の構築、在宅医療の充実、介護施設等の整備促進などを図るとともに、サービスの安定的な提供のため、医療・福祉・介護人材の確保と定着促進対策を充実する。

また、一人暮らしの高齢者などが必要な支援を受けながら安心して暮らせるよう、県民一人ひとりが声かけや見守りなどの具体的な行動を引き起こすきっかけとなる普及啓発活動を推進する。

- 地域医療体制の整備
- 地域包括ケアシステムの構築
- 特別養護老人ホーム等の整備促進
- 医療・福祉・介護人材の確保
- 高齢者孤立化防止活動「ちばSSKプロジェクト^{*}」の推進 等

イ 健康寿命の延伸

「健康寿命」の延伸には、自らの生活習慣を見つめなおし、改善すべき点を改めるとともに、ライフステージに応じた取組を継続していくことが必要であるため、個人の生活習慣の改善とそれを支える環境の整備、ライフステージに応じた心身機能の維持・向上、生活習慣病の発症予防などに取り組む。

また、個人の健康は家庭、地域、職場等の社会的な環境の影響を受けることから、子どもの頃からの食育の推進や、地域におけるつながりを生かした健康を守り支える環境づくりを整備する。

- 生活習慣病対策の推進
- 食育など食を通じた健康づくりの推進
- 家庭や地域、学校、職場における健康づくりへの取組の連携推進 等

ウ 生涯スポーツの推進

全ての県民がスポーツに親しみ、健康で活力ある生活を送ることができるよう、ライフスタイルに応じてスポーツに取り組む環境を整備する。

また、高齢者が安心して運動に取り組むことができるよう、年齢に応じたスポーツの環境をつくるため、運動プログラムの提供などに取り組む。

- 健康・体力づくりを意識したスポーツ活動の推進
- 高齢者スポーツの推進

②

地域コミュニティの再生と担い手づくり

重要業績評価指標(KPI)

ボランティア活動に参加したことのある人の割合

現状値 18.3% (26年度)



29.5% (31年度)

互いに支え合い、安心して暮らせる地域コミュニティを再生するため、若い世代・高齢者や企業、市民活動団体等の地域活動への参加促進や広く学習の場を提供することにより、地域を支える人材や団体等の育成を図るとともに、地域内外の多様な主体が連携・協働して取り組む体制づくりを進める。

ア 若者、高齢者、地元企業等の地域活動への参加促進

子どもや若者など、多くの県民が地域を支えていく社会の実現に向けて、ボランティア活動に係る広報・普及啓発や、地域活動への参加体験の機会の提供などを市町村や市民活動団体と連携しながら進めるとともに、生涯学習関連施設における各種講座やイベントなどを通じて、子どもや若者の社会参加を推進する。

また、高齢者が長年培った経験・技術等を生かしながら、互いに支え合う地域社会の担い手として活動することを支援するため、生涯大学校*において地域活動に係る人材を養成するとともに、地域の団体とのマッチングを図る。

さらに、地域に生き、地域を支える中小企業等の持続的な発展を図るため、地域の発展に貢献している中小企業等を表彰する。

- 県民の地域活動への参加促進
- 地域活動に係るリーダーの養成
- 地域貢献活動に取り組む中小企業等への表彰 等

イ 地域活動を支える市民活動団体等の育成

市民活動団体等が安定的・継続的に地域活動を実施できる環境を整備するため、市民活動団体等の組織運営力、資金調達力等の強化を支援する。

また、民間団体等が、市民や企業から提供された寄付等を、市民活動団体に橋渡しをするなどの「民が民を支える仕組み」を普及・促進する。

- 市民活動団体等への支援及び支援体制の整備
- 民が民を支える仕組みの普及・促進

ウ 地域に関わる多様な主体による連携・協働の促進

地域の様々な課題に対し、市民活動団体や企業、行政など多様な主体が連携・協働して行う取組を、研修会や意見交換会の開催等を通じて、普及・促進するとともに、特に優れた連携事例に取り組んでいる団体を表彰し、広く県民に周知することにより連携による地域づくりの機運を盛り上げる。

また、商業者等の地域における多様な団体が連携し、地域ぐるみで高齢者を見守り支えていく地域づくりを推進する。

さらに、農山漁村においては、過疎化や高齢化の進展に伴い集落機能が低下していることから、地域住民による集落活動やボランティアなどが参画した里山整備を推進し、農山漁村が有する環境保全や水源かん養^{*}などの多面的機能を向上させることで、住民が生き生きと暮らせる地域づくりを進める。

- 協働による地域コミュニティづくりの普及・促進
- 優れた協働事例の表彰や周知
- 多様な人々の参画による農地の保全や森林再生
- 商業者等による高齢者福祉に資する取組の促進

エ 生涯学習社会を目指した取組の推進

誰もがいつでもどこでも学習し、その学習成果を生かすことができる生涯学習社会を実現するため、学校や公民館、生涯学習センター、図書館等の社会教育施設が連携・協力し、地域住民に対する学習活動の場を提供するとともに、学んだ成果を地域活動や学校教育に生かす場を広げ、その成果が適切に反映される取組を推進する。

- 地域住民に対する学習活動の場の提供
- 生涯学習の成果を生かす仕組みづくり

オ 学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援

学校を核とした地域コミュニティの構築と子どもの学びへの支援をするため、学校と地域を結ぶコーディネーターを配置し、学校支援地域本部や放課後子供教室など、学校と地域住民のつながりを深める取組を推進する。

- 学校と地域を結ぶコーディネーターの配置
- 地域が連携して学校の授業や教育活動を支援する「学校支援地域本部」の推進
- 地域が参画して学習活動やスポーツ・文化活動等を行う「放課後子供教室」の推進 等

③

快適で暮らしやすいまちづくり

重要業績評価指標(KPI)

既存住宅の流通シェア

現状値 18% (25年度)



増加を目指す(31年度)

人口減少が急速に進行する地域にあっても、安心して快適に暮らせる生活環境を維持するため、公共施設や空き家など既存ストックのマネジメントの強化を図るとともに、コンパクトなまちづくり*や交通機関のネットワークの再構築などの取組を進める。

また、持続可能なまちづくりを実現するため、地域の特色を生かした地域分散型エネルギー*の取組を推進する。

ア 公共施設の適正な維持管理

老朽化する庁舎・学校・文化施設などの県有施設や、道路・河川・港湾・公園・下水道・県営住宅などの公共インフラを適切に管理していくため、長寿命化や安全面などを勘案するとともに、施設の利用需要を踏まえながら中長期的な視点に立ち、計画的かつ効率的な維持管理に向けた総合的な管理計画を策定し、戦略的なマネジメントを推進する。

- 県有施設や道路等の公共インフラの長寿命化
- 歩道整備や交差点改良等による交通安全環境の整備・改善 等

イ 空き家の利活用の促進

人口減少社会において、住宅ストック*数は世帯数を上回っており、既存住宅ストックの活用は重要な課題となっている。

そのため、空き家情報の発信やマッチングの促進、適切な住宅リフォームの促進等、民間事業者等と連携した空き家を活用した住み替えシステムの構築に向けた環境整備を行うことにより、中古住宅等の流通促進等を図る。

- 中古住宅等の流通促進

ウ コンパクトなまちづくり

医療、福祉、子育て、商業及び公共公益施設等の生活に必要な施設を駅周辺や地域拠点に集積させ、公共交通等によりアクセスしやすいコンパクトな集約型都市構造*を目指す。

このため、都市計画区域マスタープラン^{*}等の都市計画の見直しを行うとともに、市町村に対して立地適正化計画^{*}策定等の支援を行う。

また、コミュニティバス^{*}の導入等の地域公共交通ネットワークの形成に向けた市町村の取組に対して支援を行う。

- 都市機能の集約化の推進
- 都市計画の見直し
- 市町村の立地適正化計画策定等の支援
- 市町村の地域公共交通網形成計画策定等の支援

エ 地域分散型エネルギーの推進

太陽光や水力等による再生可能エネルギー^{*}は、地域のポテンシャルを生かし、ニーズに応じた活用ができることから地域分散型エネルギーとして、持続可能なまちづくりの実現に資するものである。

そこで、その推進を図るため、事業者等に対するワンストップ窓口による相談や、地域の創意工夫に基づく主体的な取組に対する支援を行うとともに、住宅用太陽光発電設備等の家庭への導入を支援する。

農山漁村地域については、豊富に存在する間伐材などのバイオマス^{*}資源の有効活用や、未利用地を活用した太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村における新たな産業づくりを進め、地域活性化を図る。

- 再生可能エネルギーの導入・活用等を通じたエネルギーの地産地消の促進

④

安全に暮らせる地域づくり

重要業績評価指標（KPI）

自主防犯団体の数

現状値 2,447団体(26年)



増加を目指す(31年)

自主防災組織※のカバー率

現状値 58.8%(26年度)



80%(31年度)

多様な主体が一体となって、地域の防災力や防犯力の向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進し、県民が安全に暮らせる地域社会をつくる。

ア 地域防犯力の向上

人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という理念のもとに、地域防犯活動の拠点となる防犯ボックスの設置、自主防犯団体の結成・活動促進、地域防犯研修会の開催など、行政や学校、県民、事業者などが連携・協力して、地域防犯力の向上を図る。

- 防犯ボックス設置の促進
- 自主防犯団体の結成・活動の促進 等

イ 地域防災力の向上

災害から県民の生命・身体・財産を守るため、自主防災組織の育成強化や消防団員の確保、消防団の活性化、自助・共助の防災意識を高める防災教育等を推進し、自助・共助・公助が一体となった地域防災力の向上を図る。

また、学校、家庭、地域、関係機関が連携した災害に強い学校とまちづくりを目指し、学校が地域や市町村の防災組織と連携した、地域合同防災訓練の実施を推進する。

- 自主防災組織の育成
- 消防団の充実の強化
- 学校と地域の合同防災訓練実施の推進 等

ウ 災害に強いまちづくりの推進

災害時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路*等の改築、橋梁の耐震補強や道路法面の防災対策を推進するとともに、河川・海岸・砂防施設*等の整備を進め、「安全に暮らせる地域」を支える社会基盤を強化する。

また、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や県立都市公園の整備の推進を行うとともに、地震時においても最低限の公衆衛生の確保、公共用水域の水質が維持されるよう、流域下水道施設の耐震化を推進する。

さらに、自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、農山村におけるたん水防除*や地すべり等の防災対策、森林・海岸県有保安林の整備・管理、漁港における防潮堤の整備などを実施する。

- 地域を支えるインフラ整備の推進
- 農山漁村における自然災害対策の実施

⑤

地域連携の強化

人口減少・少子高齢社会においても、多様化し複雑化する県民ニーズに対し、持続可能な形で行政サービスを提供していくため、県と市町村間における連携強化や県による市町村への事務の補完に取り組むとともに、市町村間の連携の強化を図る。

また、日常生活においては、生活圏が県境を越えて隣接都県に及ぶことも多いことから、隣接都県との広域的な連携を推進する。

ア 県と市町村の連携強化・県による事務の補完

人口減少社会の中にあっても、必要な行政サービスを確保するため、市町村ごと、あるいは市町村間の連携では対応が難しい緊急性や専門性が高い業務や、県と市町村が連携して取り組むことが効率的・効果的な共通性や広域性が高い業務等について、連携協約^{*}の締結や事務の代替執行^{*}の制度をはじめとする様々な手法を用いた県と市町村の連携、県による市町村の事務補完のあり方や仕組みの検討と具体化に取り組む。

- 市町村のニーズに応じた連携強化・事務補完の検討 等

イ 市町村間の連携強化

市町村が行政サービスを持続可能な形で提供していくために、一部事務組合や事務の委託等の従前からの事務の共同処理の仕組みに加え、地方自治法の改正により新たに創設された連携協約の締結や事務の代替執行の制度をはじめとする様々な手法を用いた、市町村相互の役割分担による広域連携の取組を支援する。

- 連携協約による広域連携の検討
- 地域間交流や定住促進に向けた半島地域の広域連携の促進
- 観光振興等に係る連携の検討

ウ 隣接都県との連携強化

県民の日常生活においては、生活圏が千葉県のみならず、県境を越えて隣接都県に及ぶことも多いことから、連携して取り組むことがより効率的・効果的業務等について取組を推進する。

特に、一都三県(東京都、埼玉県、神奈川県及び千葉県)における「高齢化」や「少子化」への対応は、各都県のみならず、日本全体の将来像に大きな影響を与えることから、介護人材の確保・定着や、地域において安心して子どもを産み育てられる環境づくり、働き方改革等について、一都三県で連携・協力した取組を推進する。

また、交通アクセスの向上により、アクアラインや圏央道で繋がる近隣都県との時間的距離が短縮され、都県域を超えた周遊が可能となったことから、こうした優位性を発揮し、国内外からの観光客を更に効果的に誘客するため、近隣都県との連携による観光誘客を促進する。

- 介護人材の確保・定着対策の促進
- 新生児の都県域を超えた緊急搬送や、妊婦健康診査等の受診促進
- 企業等への働き方改革の啓発
- 帰宅困難者のための帰宅支援策の拡充
- 観光誘客の促進 等